

## 審　査　の　対　象　及　び　手　続

### 1 審査の対象

令和3年度の用品調達基金及び小口支払基金の運用状況

### 2 審査の手続

審査は以下の手続によって実施した。

- (1) 用品調達基金の令和3年度の運用額の正確性及び現金残高を確認するために、指定金融機関の残高証明書と照合した。また、必要に応じ関係部局から説明を求めた。
- (2) 用品調達基金のうち、用品の決算年度末現在高の実在性を確認するため、本庁財務監査の結果との整合性を検討し、外部用品保管業者からの棚卸結果報告との一致を確認した。
- (3) 小口支払基金の令和3年度の運用額の正確性を確認するために、財務会計システムのデータを基礎として集計された金額と照合した。また、現金残高を確認するために、指定金融機関の残高証明書と照合した。さらに、必要に応じて関係部局から説明を求めた。
- (4) 各基金の管理事務が、関係法令に照らして適正に処理されているかについては、本庁財務監査において確認した。

## 審　査　の　結　果

地方自治法第241条第5項の規定に基づき、用品調達基金及び小口支払基金の運用状況について審査した結果、いずれの基金も計数は正確であり、それらの運用額及び現金残高については、財務会計システムのデータを基礎として集計された金額又は指定金融機関の残高証明書と一致しているものと認めた。

また、用品の残高については、本庁財務監査の結果との整合性及び外部用品保管業者からの棚卸結果報告と一致しているものと認めた。

さらに、現金及び用品の管理事務は、関係法令に照らして、おおむね適正に処理されているものと認めた。